川崎市１：２５，０００地形図

川崎都市計画総括図

用途スタンプについて

容積率(%)
用途地域
建蔽率(%)

高度地区と用途地域の関係

高度地区	用途地域
第１種高度地区	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
第２種高度地区	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
第３種高度地区	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	準工業地域
	近隣商業地域のうち容積率が200%の地域
第４種高度地区	工業地域（住宅系の建築物に適用）

注）高度地区についての詳細は裏面をご覧ください。

用途地域と外壁後退距離、敷地面積の最低限度の関係

用途地域	スタンプの種類	外壁後退距離	敷地面積の最低限度
第一種低層住居専用地域		敷地境界から1m	125㎡（容積率が60%もしくは80%の地域）
		道路側を除く敷地境界から1m	100㎡（容積率が100%の地域）
第二種低層住居専用地域			

注）外壁後退距離について
第一種低層住居専用地域において、（　）は「道路側を除く敷地境界から1m」、
（　）は「敷地境界から1m」です。

注）この図面に表示する地域地区、都市施設等の位置及び区域は、令和7（2025）年3月31日現在の都市計画の概略を示したものです。
最新の都市計画の概略については、まちづくり局計画都市計画課の窓口に設置している「川崎市用途地域等案内システム（タッチパネル）及び川崎市ホームページの「川崎市都市計画情報インターネット提供サービス」（ホームページアドレス：http://kawasaki.geoload.jp/webgis/kosmo/mobile/Doc/CityPlan/indexCityPlan.html）において御覧いただけます。
詳細については、まちづくり局計画都市計画課の窓口でご確認ください。

凡例

市境界	区境界
地区計画	高度地区・高度利用地区
市街地再開発事業区域	土地区画整理事業区域
一団地の住宅施設	火葬場
市場	火葬場
学校	汚水処理場
ごみ処理場	汚物処理場
下水道	ポンプ場及び処理場
墓園	緑地
公園	交通広場
自動車駐車場及び自転車駐車場	都市計画道路（点線は地下）
都市計画鉄道（高架式鉄道、地下式鉄道）	土地区画整理促進区域
市街地再開発促進区域	生産緑地地区
特別緑地保全地区	臨港地区
駐車場整備地区	風致地区
準防火地域	防火地域
特定街区	高度利用地区
特別工業地区	工業専用地域
工業地域	準工業地域
商業地域	近隣商業地域
準住居地域	第二種住居地域
第一種住居地域	第二種中高層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
市街化区域	市街化調整区域

（注）路線敷に接道地域が定められている場合は、原則として、道路（都市計画道路を含む）の境界から奥行25mまたは30mとしています。
また、鉄道の沿線については、原則として軌道の中央から50mとしています。

令和７（2025）年３月　印刷
川崎都市計画総括図

1:25000

（注）
①この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地図を利用して作成したものであり、無断複製を禁ずる。
（承認番号：令和6年度公図第217号・令和6年度公図第133号）

問い合わせ先
川崎市　まちづくり局計画調査部市計画課
〒210-8577　川崎市川崎区宮本町７番地
電話：044-200-2735　ファクス：044-200-3969
メールアドレス：50toshi@city.kawasaki.jp

計画機関　川崎市

許可なく複製を禁ずる